

観企第501号

平成31年1月9日

千葉県知事登録旅行業者 様

千葉県知事登録旅行業者代理業者 様

千葉県知事登録旅行サービス手配業者 様

千葉県商工労働部観光企画課長

(公印省略)

貸切バスの運送申込書・引受書の記載事項の確認について（通知）

平素より本県の観光行政に対する格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成28年10月31日付け観産第411号観光庁長官通知に基づき、旅行業者と貸切バス事業者との間で取り交わす運送申込書・運送引受書については、運賃・料金（上限額及び下限額）並びに手数料等を記載し、1年間保存することが義務付けられています。

これらの措置は、貸切バスの運賃・料金が届出運賃の上限・下限の範囲内に収まっているか、過大な手数料により実質的な下限割れとなっていないかについて、確認することを目的としたものです。

つきましては、運送申込書・運送引受書を適切に記載し保管するとともに、別紙の留意すべき点を踏まえ、運賃・料金が正しく計算されているか、上限・下限の範囲内に収まっているか等、運送申込書・引受書の記載事項についての確認を徹底するよう改めてお願いいたします。

なお、これらの対応を適切に実施していない場合は、旅行業法に基づく行政処分の対象となる場合がありますことを申し添えます。

担当

千葉県商工労働部観光企画課

観光事業・団体支援班 霜田

電話：043（223）2414

FAX：043（223）7345

Mail：kanko-s@mz.pref.chiba.lg.jp

(留意すべき点)

1. 旅行業者は貸切バス事業者と綿密な打ち合わせを行い、貸切バス事業者の出庫・帰庫する営業所の所在地、経由するルート等について確認を行うこと。
2. 運賃・料金の算出に必要な走行距離、走行時間等については、運送引受書の記載事項等により、確認を行うこと。
3. 1. 及び2. の作業を踏まえた上で、運送引受書の運賃・料金の上限・下限が正しく計算されているか、運賃・料金が上限・下限の範囲内に収まっているか、確認を行うこと。
4. 手数料等を徴収する場合は、運送申込書の特約事項欄に手数料等の額または率を記載すること。
5. 運行終了後に貸切バス事業者に実際の走行距離、走行時間等を確認し、予定と大幅に異なることになった場合には、必要に応じて清算を行うこと。

※ 運送申込書・引受書は1年間保存

(添付資料)

- ・「道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)運行のバスを利用して旅行を企画・実施する旅行業者が旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項について」

(平成28年10月31日付観産第411号観光庁長官通知)

(参考：運賃・料金の算出方法)

運賃・料金簡易計算シュミレーター (国交省ホームページより)

[【http://www.mlit.go.jp/common/001249589.xlsx】](http://www.mlit.go.jp/common/001249589.xlsx)

上記アドレスの入力シートに時間・走行距離等を入力いただくと、実際の運送に適用される運賃・料金の範囲を簡易的に計算することができます。

以上